

平成25年9月 9日 開会
平成25年9月30日 閉会
(定例第7回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第108号

平成25年第7回大山町議定例会を次のとおり招集する

平成25年9月6日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成25年9月9日 午前10時
2 場 所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美 智 恵
岩 井 美 保 子	岡 田 聰
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 2 5 年 9 月 9 日 (月曜日)

議 事 日 程

平成 2 5 年 9 月 9 日 午前 10 時 開議

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 98 号 平成 24 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第 99 号 平成 24 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 6 議案第 100 号 平成 24 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入
歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 101 号 平成 24 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 8 議案第 102 号 平成 24 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認
定について

日程第 9 議案第 103 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 10 議案第 104 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 11 議案第 105 号 平成 24 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第 12 議案第 106 号 平成 24 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出
決算の認定について

日程第 13 議案第 107 号 平成 24 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 14 議案第 108 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 15 議案第 109 号 平成 24 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決
算の認定について

日程第 16 議案第 110 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 日程第 17 議案第 111 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 112 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 113 号 平成 24 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 114 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 115 号 平成 24 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 116 号 平成 24 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 117 号 平成 25 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 24 議案第 118 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 25 議案第 119 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 120 号 平成 25 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 加 藤 紀 之	2 番 大 原 広 巳
3 番 大 杖 正 彦	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 圓 岡 伸 夫	6 番 米 本 隆 記
7 番 大 森 正 治	8 番 杉 谷 洋 一
9 番 野 口 昌 作	10 番 近 藤 大 介
11 番 西 尾 寿 博	12 番 吉 原 美 智 恵
13 番 岩 井 美 保 子	14 番 岡 田 聰
15 番 西 山 富 三 郎	16 番 野 口 俊 明

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ……………小 谷 正 寿 書記 ……………中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………森 田 増 範 教育長 …………… 山 根 浩
副町長 ……………小 西 正 記
教育次長兼学校教育課長 …………… 齋 藤 匠
総務課長 ……………酒 嶋 宏 社会教育課長 …………… 手 島 千津夫
中山支所総合窓口課長 杉 本 美 鈴 幼児教育課長 …………… 林 原 幸 雄
大山支所総合窓口課長 門 脇 英 之 企画情報課長 …………… 戸 野 隆 弘
税務課長兼滞納対策室長
…………… 野 間 一 成 建設課長 …………… 野 坂 友 晴
農林水産課長兼農業委員会事務局長 …………… 山 下 一 郎
水道課長 ……………白 石 貴 和 福祉介護課長 …………… 持 田 隆 昌
観光商工課長 ……………福 留 弘 明 保健課長 …………… 後 藤 英 紀
観光商工課参事 ……………齋 藤 淳 人権推進課長…………… 松 田 博 明
地籍調査課長 ……………種 田 順 治 住民生活課長 …………… 森 田 典 子
代表監査委員 ……………後 藤 洋次郎 会計管理者 …………… 岡 田 栄

午前10時 開会

○局長（小谷 正寿君） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会宣告

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、平成25年第7回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野口 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番 野口 昌作君、10番 近藤 大介君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（野口 俊明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの22日間としたい

と思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月30日までの22日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（野口 俊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した請願と陳情は、お手元に配付しました「請願文書表」及び「陳情文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に6月定例会において可決した意見書は、7月2日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第12号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてまで、計5件の報告の申出があります。

これを許します。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。本日からの9月定例議会どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、6月定例議会以降におけますところの各種事務事業の取り組みにつき、ましてその主なものをご報告申し上げます。

まず、総務課の関係でございます。

消防ポンプ操法大会での活躍についてであります。

第55回鳥取県西部地区消防ポンプ操法大会が6月16日、米子市の鳥取県消防学校で開催をされ、大山町消防団からは中山第1分団、名和分団、大山第1分団の3分団が出場し、そのなかで名和分団が1位となりました。そして県大会に出場し、県大会では5位の成績でありました。

次に、第23回参議院議員通常選挙の執行についてであります。

去る7月21日、第23回参議院議員通常選挙を執行いたしました。今回の選挙におきましては、7月5日から7月20日までの16日間で行いました期日前投票及び不在者投票では有権者1万4,932人のなかで19.20%、前回は18%でございますが、それに相当する投票、期日前投票で2,728人、不在者投票で139人、合計の2,867人がございました。

選挙当日の投票も含めると投票率は64.63%であり、政権交代のあった昨年の衆議院選挙の投票率69.37%と比較しますと4.74ポイントの低下となりました。また、平成22年に行われた前回参議院選挙の投票率70.79%との比較では6.16ポイントの低下となっており、選挙に対する関心の低下が心配されるところであります。選挙結果については、御承知のとおりであります。

次に、企画情報課関係であります。

まず、2013甲川溪流まつりについてであります。8月4日日曜日に、中山まちづくり実行委員会主催により開催をされました。今回で11回目となりますこのイベントには、町内外から親子連れなど、過去最高となります約250人の参加がありました。

時折り雨が降るあいにくの天候ではございましたが、魚のつかみ取り・バーベキュー・流しソーメン、また上流探検などのイベントが予定通り実施をされ、参加者には日本百名谷の「甲川渓谷」、これを堪能していただくことができました。

次に、だいせんファンクラブ交流会についてであります。

去る9月1日、日曜日に今年は東京で開催をいたしました。会員・来賓・スタッフ合わせて約60名の出席があり、大山の特産品を味わったりまたふるさとの話に花を咲かせたりということで過ごしていただくことができました。

今回は、大山町から毎週野菜など出荷されておりますところの板橋区のハッピーロード大山商店街、これを会場とし参加者の皆さんには、大山の恵みが販売されておりますところの「とれたて村」、こちらのお店のほうも見学していただいたところであります。

次に人権推進課関係であります。

1点目に男女共同参画の推進についてであります。

男女共同参画推進の一環として6月22日土曜日に人権セミナーとの共催による講演会を開催いたしました。今回は、「人権啓発はまちづくり・人づくりであり、男女が共に担っていく」という視点から藻谷浩介さんに「まちづくりの秘訣」という演題でご講演いただいたところであります。約100名の参加者は、本町のさまざまなデータを盛り込みながらの内容であり、今後のまちづくりの参考になる貴重なお話を聞くことができたと思っております。

2点目に人権・同和教育推進者養成講座の実施についてであります。

各種企業、団体などにおける人権・同和問題学習を推進するためのリーダー育成、活動の活性化を目的として、企業・PTAを対象として実施しております。

まずPTAを対象とした講座はすでに2回終了いたしております。企業等を対象とした講座は1回目を終了し、2回目を9月10日に実施いたします。これまでの講座にPTA、そして企業等を合わせて延55名の方々に受講をいただきました。受講者の方々には、この講座を契機として人権・同和教育推進のリーダーとしての活躍を期待するものであります。

3点目に、みんなの人権セミナーの実施についてであります。

同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、自分とのかかわりを考える機会とするとともに、人権・同和問題学習の推進と実践活動に向けた資質の育成向上を図ることを目的として、町民の方々及び町内事業所勤務者などを対象として実施しているところであります。8月末までに、全日程7回の内の3回を終了し、参加者179名となっております。

また、今年度は「スタンプラリー」に取り組み、参加者の増を図っているところであります。

次に、福祉介護課関係であります。

障がい者虐待通報窓口の運用状況についてでございます。

昨年10月の障害者虐待防止法の施行にともない、障がい者虐待通報窓口を地域包括支援センター内に開設いたしております。

大山町では、既に高齢者虐待の通報窓口を同センター内に開設しており、関係部署や関係機関と連携をし、高齢者虐待と障がい者虐待の防止及び対応につとめているところであります。

本年度の通報件数は、高齢者虐待が3件、障がい者虐待が5件で、それぞれ2件の計4件を虐待と判断をし対応しているところでございます。今後も制度の周知を図り、早急かつ適切に対応してまいりたいと存じます。

続きまして、保健課関係であります。

大山町福祉大会ボランティアフェスティバル&食育フェスタについてであります。

6月16日の日曜日、保健福祉センターなわを会場に大山町社会福祉協議会と町による大山町福祉大会ボランティアフェスティバル&食育フェスタ、これを開催したところであります。

当日は天候に恵まれ、約500名の方々にたくさんのご来場をいただいたところであります。

大会では、ささえあいとそして人と人との地域力、これををテーマとして、大

相撲で有名な舞の海周平さんによりますところの講演、そして食育啓発コーナー、また町内福祉施設の皆さんの作品展示コーナーなど、子どもさんから大人の方々まで、本町の福祉と食育の取り組みの一端にふれていただくことができた1日となりました。

たくさんの方々のご協力・ご来場、本当にありがとうございました。

次に、農林水産課関係であります。

まずしっかり守る農林基盤交付金事業についてであります。

町内を6工区に分け、事業費3,367万3,500円の工事費で水路の改修、暗渠排水、農道改修等の工事を8月に発注をし現在施工中であります。

次に、大雨によります災害復旧事業についてであります。

8月1日及び5日の大雨により農地や、農業用施設への被害が発生をいたしました。被災状況は、農地が5件、施設が10件で被災額は約1,800万円となり、現在、国の災害査定のための測量設計を実施いたしているところであります。

また、国の補助対象とならない小さい災害につきましても、順次町単独事業で復旧工事を進めてまいります。

なお、7月15日にございました豪雨災害につきましても、臨時議会開かせていただいで議会のご理解、ご承認をいただいたところであります。

建設課関係について、次に話をさせていただきます。

第1点の道路改良事業につきましても、測量・設計業務につきましても道路事業3件、これを委託し業務遂行中であります。また、工事につきましても、道路改良工事4件を請負施工中であります。

2点目の道路維持業務についてであります。

まず、道路除草業務を5地区に設定をし、業務作業中であります。また2トン除雪トラックの購入契約を行い、現在製作中であります。

3点目の町営住宅改修事業についてであります。中高中団地外部改修について、調査設計が終了し改修工事を発注準備中であります。

最後に4点目、災害復旧事業についてであります。

7月15日の集中豪雨で被災を受けた災害復旧事業は11箇所、そのうちの7箇所が完了し、なお4カ所につきましても、現在施工中であり、今月末には完了する見込みであります。

続きまして観光商工課関係であります。

まず、各種イベントの実施についてであります。

今年で8回目を迎えましたクロスカントリー大会を、今回は時期を変更し、大山参道のぐーちゃん祭りと同じ8月25日に開催をいたしました。天候の関係で少し走りにくいコンディションではありましたが、多くの参加者が心地よい汗を流

されました。レース後に参道のほうでそば流しを楽しまれる姿もございました。

また今年度は10月に開催されるエコツーリズム国際大会の関係もあり、秋にかけて大山での諸事業が目白押しとなっております。本町でもこれらに呼応したPR事業など各種取り組みを強化いたしているところであります。

次に、個人用住宅等改善助成事業の状況についてであります。

個人用住宅等改善助成事業の状況につきましては、その都度ご報告させていただいているところでございますが、平成23年の実施から本年8月末までの累計交付決定件の件数が1,636件、補助金額が1億120万円、補助対象の事業費、総額であります。これが10億円と大きな数字となってまいりました。この事業の経済効果は大変大きなものがあるものと認識いたしておるところであります。今年度で3年を経過いたしますので、今後の対応などにつきまして、早めの議論をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、地籍調査課関係であります。

大山町中山、大山地区地籍調査の事業についてであります。大山町中山地区地籍測量業務委託をサンイン技術コンサルタント株式会社が、業務遂行中であります。

また大山町大山地区（その3）の地籍測量業務委託をサンイン技術コンサルタント株式会社、そして大山町大山地区（その4）の地籍測量業務委託を西谷技術コンサルタント株式会社が、それぞれ業務遂行中であります。

次に、学校教育課関係であります。

工事関係につきまして、現在、中山中学校特別教室棟屋根塗装工事を有限会社林原工業が請け負い完了いたしました。

次に、幼児教育課関係であります。

名和地区拠点保育所の名称決定についてであります。来年4月に開園予定の名和地区拠点保育所の名称、これを町民の皆さんから募集いたしましたところ、99人の方から応募がございました。

8月23日金曜日ですが、名称選定委員会を開き、応募された名称をもとに検討した結果、「名和さくらの丘保育園」という名称に決定をいたしましたところあります。

次に、社会教育課関係であります。

1点目の大山町所子伝統的建造物群保存地区の決定についてであります。

大山北麓の農村集落の中で、その歴史的風致をとどめる町並みが高く評価されてきました所子集落一帯を、7月5日、大山町伝統的建造物群保存地区に決定をいたしました。

地区内には、重要文化財門脇家住宅、県指定文化財南門脇家住宅、国登録文化

財東門脇家住宅・美甘家住宅のみならず、江戸時代に建築された伝統的建造物が数多く残されており、周囲の昔ながらの水路や田畑を併せた、歴史的景観を有する25.8ヘクタールをそのエリアといたしたものであります。

現在、鳥取県で2番目となります重要伝統的建造物群保存地区に選定されるべく取り組みを進めているところであります。

2点目の大山町・嘉手納町人材育成交流事業についてであります。

8月6日から9日までの4日間、町内各小学校から児童16人と引率者3人が、人材育成交流事業として沖縄県嘉手納町を訪ねました。

児童たちは、4回の事前学習を重ねた上で平和祈念公園や因伯の塔、首里城を訪ねるなど、沖縄の歴史や文化、平和の大切さについて学ぶとともに、青く澄んだビーチでの海水浴など美しい自然を体感することができました。そして、民泊家庭・児童との交流を通じて異なる文化の中での生活を体験するとともに、友情を深めるなど多くの成果を得て帰町いたしました。

最後に徴収金関係であります。

未収金の収納に向けて25年度も各課が、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいりました。

各課の徴収実績は、別添の表のとおりでございます。また、6月以降の各課の取り組みにつきまして述べさせていただきます。

まず税務課・滞納対策室であります。

各税の現年度分の徴収につきましては、8月に新規滞納者に催告状を送付後、税務課・滞納対策室全員で電話催告を行い、連絡がとれないものや不誠実な対応の方には、各種調査をしながら速やかな処分に取り組んでいるところであります。

滞納繰越分につきましては、滞納対策室が、時効管理を踏まえつつ、出頭面談、各種調査、差押予告送付、搜索、滞納処分及び執行停止を実施いたしています。

なお、今年度を実施いたしました主なものは、搜索8件、滞納処分の執行停止措置8件、預貯金の差押11件、約200万円であります。

次に建設課であります。

町営住宅の家賃の徴収につきまして、電話及び文書での督促、臨戸訪問をし面談を繰り返しながら取り組んでおります。分納確約書に基づき必ず入金していただく約束をしております。

今後も滞納金縮減に向け、努力をしてまいります。

次に幼児教育課であります。

保育料の徴収につきましては、現年度分は、納付が滞ることがないように、督促状の送付、電話催告等、保育所との連携をとりながら徴収に努めております。滞納分につきましては確約書に基づき、計画的な徴収に取り組んでおります。

水道課につきましては、上・下水道料金等の徴収につきまして、電話での督促、積極的な臨戸訪問を実施し徴収に取り組んでおります。

また、7月以降に水道料金を3ヶ月以上滞納している27世帯に対しましては、給水停止予告を通知し、納付を督促いたしました。が、料金納付または分納誓約書の提出の無かった1件につきまして、給水停止を実施いたしましたところであり。また、今後も引き続き、滞納金の縮減に向け、努力してまいります。

次に、人権推進課であります。

住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、文書・電話等での催促、分納履行者の納付確認をしながら徴収に取り組んでいるところであります。

また、毎月定額納付が守られていない滞納者の方には、面談などを行い再度、継続的な納付を促すなどの対応を図っているところであります。

今後も関係部署と連携を取りながら滞納対策に取り組んでまいります。

最後に学校教育課であります。

給食費の滞納分につきましては、引き続き関係課と連携しながら、計画的に徴収を進めてまいります。

以上、政務報告にかえさせていただきます。

続きまして報告番号、報告第9号 平成24年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告についてであります。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条の規定により、平成24年度決算に基づく大山町健全化判断比率を、議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の指数は、(1)実質赤字比率、これは普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。(2)連結実質赤字比率、これは全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合であります。(3)実質公債費比率、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合であります。(4)将来負担比率、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合であります。この4つの指標で判断するもので、本町の指数はお手元に配布しております別紙のとおりでございます。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

続きまして報告第10号 平成24年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてであります。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条の規定により、平成24年度決算に基づく大山町資金不足比率を、議会にご報告するものであります。

資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を

示すものであります。

本町では、赤字決算の公営企業会計はございませんので、別紙のとおりとなっております。

以上で、報告第 10 号の説明を終わります。

続きまして報告第 11 号 長期継続契約締結の報告についてであります。

本案は、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の名称、契約の内容、契約の相手側、契約期間、契約金額につきましては、お手元に配布をいたしております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告第 11 号の説明を終わります。

続きまして報告第 12 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてであります。

本案は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものであります。

専決処分を行いました案件は、平成 25 年 7 月 22 日に町が管理をします道路で、そり上がった状態のグレーチングを自動車が踏んで跳ね上がり燃料タンクを損傷したものであります。

事故の処理方法は、相手方に対して修理額 6 万 7,841 円を支払っております。和解日は平成 25 年 8 月 9 日であります。

以上で、報告第 12 号の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第 98 号 ～ 日程第 22 議案第 116 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 98 号 平成 24 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 22、議案第 116 号 平成 24 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 19 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第 98 号 平成 24 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

本案は、平成 24 年度大山町一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第

233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して提案いたしておりますので、認定のほどよろしく願いいたします。

決算の概要につきましては、決算書 283 ページの「実質収支に関する調書」に記載をいたしておりますが、歳入総額 107 億 5,499 万 6,298 円に対して、歳出総額 103 億 49 万 1,654 円で、歳入歳出差引額 4 億 5,450 万 4,644 円となっております。

このうち、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許費繰越額であります。1 億 2,512 万 5,000 円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、3 億 2,937 万 9,644 円あります。

それでは、決算の概要につきまして、歳入からご説明を申し上げます。

平成 24 年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額 109 億 3,533 万 8,000 円に対し、調定額 108 億 7,372 万 4,837 円、収入済額 107 億 5,499 万 6,298 円で、町税 473 万 1,239 円を不納欠損しておりますので、収入未済額は、1 億 1,399 万 7,300 円となり、予算現額に対して 98.4%、調定額に対して 98.9%の収入の状況となっております。

収入未済額の内訳は、第 5 款町税で、第 5 項町民税 2,300 万 2,019 円、第 10 項固定資産税 7,866 万 1,571 円、第 15 項軽自動車税 284 万 7,833 円、第 45 款分担金及び負担金で、第 5 項分担金の農林水産業費分担金 14 万 8,129 円、これは団体営基盤整備分担金と県営畑総事業分担金であります。第 10 項負担金の民生費負担金 111 万 4,500 円、これは老人施設入所措置負担金と保育料であります。第 50 款使用料及び手数料では、第 5 項使用料の土木費使用料 615 万 3,536 円、これは住宅使用料であります。第 65 款財産収入では第 10 項の財産売払収入の不動産売払収入 31 万 3,136 円、これは浜ノ上第二団地土地払い下げ代金の未収金であります。第 85 款では、第 15 項貸付金元利収入の民生費貸付金収入で老人居室整備資金貸付金元利収入 95 万 3,154 円、第 25 項諸収入の雑入で、旧大山地区の給食費 30 万 3,422 円、就農条件整備事業返還金 50 万円の未収となっております。

未収金につきましては、平成 23 年度と比較して 502 万 522 円減少をいたしました。さらなる未収金の減少につきまして努力をしております。議員各位、また町民の皆様にもご理解をよろしく願い申し上げます。

次に歳入の大きなウエイトを占める明細書 21 ページから 22 ページ、第 35 款地方交付税ですが、決算額は 55 億 2,705 万 3,000 円で、前年度比、額にして 1 億 7,566 万 1,000 円の減、率にして 3.1%の減でありました。

普通交付税は、平成 23 年度に比べて 7,195 万 5,000 円の減となっております。その理由としましては、平成 22 年度国勢調査人口の確定に伴う測定単位の減が主な要因であるものと分析をしております。

特別交付税については、大きな災害が発生しなかったことが主な要因となり 1 億 370 万 6,000 円の減となっております。

次に、歳出の概要についてご説明申し上げます。

総括表の 13 ページ、14 ページになりますが、平成 24 年度の一般会計歳出決算額は、予算現額 109 億 3,533 万 8,000 円に対し、支出済額 103 億 49 万 1,654 円で、予算現額に対します執行率は、94.2%であります。また、翌年度に繰り越す額 3 億 943 万 7,000 円を控除した不用額は 3 億 2,540 万 9,346 円であります。

平成 24 年度におきますところの大山町の財政指標を決算統計に基づき申し上げます。普通会計ベースで、実質収支比率 4.5%、経常収支比率 86.4%、実質公債費比率 16.3%となっております。

以上、平成 24 年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要につきましてご説明を申し上げますが、詳細につきましては、お手元に配付の平成 24 年度決算審査資料をご覧くださいますようによろしくお願い申し上げます。

これで、議案第 98 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 99 号 平成 24 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案は、平成 24 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算が確定したことにともない、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

本会計の歳入歳出決算額は、歳入 1 万 4,054 円、歳出 1 万 4,054 円で、歳入歳出差引残額は 0 円であります。

歳入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 5 款財産収入の利子及び配当金 1 万 4,053 円は、土地開発基金から生じた利子であります。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 10 款諸支出金第 5 項公有財産取得費の 1 万 4,054 円は、土地開発基金への繰出金であります。

なお、土地開発基金の現金残高は、平成 24 年度末現在 1 億 588 万 1,000 円となっております。

以上で、議案第 99 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 100 号 平成 24 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算額は、歳入総額は 1,499 万 3,031 円で歳出総額は 1,499 万 2,468 円です。歳入歳出差引残額は 563 円であります。

はじめに歳入の主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 5 款県支出金 9 万 6,000 円は、県からの貸付事業に係る補助金であります。第 20 款諸収入の主なものは、貸付金元利収入 1,486 万 3,324 円で収入未済額は、

3億1,638万25円となっております。

つぎに歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

第5款総務費91万9,059円は、一般会計繰出金などであります。第10款公債費1,407万3,409円は元金及び利子の償還金であります。

これで議案第100号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第101号 平成24年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額1,468万176円に対し、歳出総額は、1,067万9,323円で差引残額400万853円を平成25年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しております。

まず歳入につきましてご説明を申し上げます。

第5款管理収入956万963円は、計量給水料金であります。第15款財産収入317円は、開拓専用水道施設整備基金利子であります。第20款寄付金20万円は、新規加入者寄付金であります。第25款繰越金465万703円は、前年度繰越金であります。第30款諸収入26万8,193円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金等あります。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款総務費1,067万9,323円のうち主なものをご説明を申し上げますと11の需用費の内、施設等修繕料420万4,981円は管路及び止水栓等の修繕に係るものであります。13の委託料、これの59万5,550円は、水質検査及び検針委託料であります。19の負担金補助及び交付金の400万円は、施設の維持管理負担金として、水道事業会計へ負担したものであります。25積立金の100万317円は、将来の施設整備に備え、基金へ積み立てたものであります。

以上で議案第101号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第102号 平成24年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出とも決算総額3億5,308万973円であります。

まず歳入につきましてご説明をいたします。

第5款分担金及び負担金48万円は、新規引込工事を行なった加入者の負担金であります。第10款使用料26万5,776円は、芯線等使用料であります。第15款財産収入4,144万9,968円は、中海テレビ放送への通信施設貸付料4,129万9,968円及び株配当金15万円であります。第20款繰入金2億8,479万69円は、起債償還金相当、人件費、その他維持管理経費に係る一般会計からの繰入金であります。第25款繰越金10万5,000円は、繰越財源充当等の前年度繰越金であります。第30款諸収入2,598万9,584円は、支障移転工事の補償金1,323万6,224円、消費税還付金227万5,088円、中海テレビ新規加入金半額相当分の配当42万5,250円及び町村

有物件災害共済金 1,005 万 3,022 円であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 1 億 2,028 万 5,015 円は、人件費、局舎電気代、ケーブル等の修繕費、施設および機器設備の保守委託料、電柱等の使用料、支障移転工事費、及び光伝送設備機器でありますところの D-ONU の購入が主なものであります。第 10 款公債費 2 億 3,279 万 5,958 円は、起債償還金の元金 2 億 1,430 万 4,000 円及び利子の 1,849 万 1,958 円であります。

以上で、議案第 102 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口 俊明君） ただいま町長の提案説明の途中でありますが、ここで一たん休憩いたします。再開は 11 時 10 分といたします。休憩します。

午前 10 時 59 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。休憩前に引き続き、町長からの提案理由の説明を求めます。森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 引き続き提案理由の説明を述べさせていただきます。

議案第 103 号 平成 24 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計は、平成 24 年度をもちまして廃止となり、平成 25 年度からは新たに夕陽の丘神田特別会計として運用されておりますので、最後の決算の認定となります。

歳入総額 3 億 9,404 万 8,675 円に対し、歳出総額が 3 億 9,404 万 8,675 円と、差引残額はゼロとなっております。

歳入から主なものをご説明をいたします。

売上に相当いたします使用料が 1,499 万 3,520 円で前年比 52%の増、一般会計からの繰入金 2,277 万 1,604 円、施設整備のための補助金が 1 億 3,937 万 8,000 円、町債が辺地債 2 億 1,450 万円などであります。

次に歳出では、総務費のうち施設運営経費であります一般管理費が 6,128 万 2,465 円でありまして、主な内容といたしましては、職員人件費が約 967 万円、施設運営に係る材料費、修繕料、光熱水費等需用費が約 1,263 万円、手数料・保険料や保守管理等の経費が約 595 万円、老朽施設の整備に約 2,960 万円、備品の整備に約 295 万円などであります。

施設の整備費として前年度からの繰り越しを中心に約 3 億 3,000 万円の工事費と約 595 万円の備品購入を執行いたしましたところであります。

これで、議案第 103 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 104 号 平成 24 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額 1,127 万 1,128 円に対し、歳出総額は、1,126 万 9,978 円で差引残額 1,150 円を平成 25 年度大山町簡易水道事業特別会計に繰り越ししております。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金の 10 万 5,000 円は新規加入者負担金であります。第 10 款使用料及び手数料の 262 万 957 円は、水道使用料であります。第 20 款繰入金 854 万 1,808 円は、一般会計繰入金であります。第 25 款繰越金 3,300 円は、前年度繰越金であります。第 30 款諸収入 63 円は、預金利子であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 409 万 9,640 円のうち主なものをご説明を申し上げますと 11 の需用費の内、施設修繕料 122 万 1,795 円は赤松河原橋工事に伴う水道管修繕など 7 件の修繕に係るものであります。13 の委託料、122 万 5,350 円は、水質検査委託料であります。第 10 款事業費 475 万 6,500 円のうち主なものをご説明を申し上げますと、15 工事請負費 475 万 6,500 円は新佐摩橋水道本管復旧工事など 4 件の工事費であります。第 15 款公債費 241 万 3,838 円は、借入金の元利償還金であります。

以上で議案第 104 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 105 号 平成 24 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計におきましては、歳入総額が 24 億 9,619 万 1,656 円、歳出総額が 24 億 4,268 万 1,767 円となり、歳入歳出差引残額 5,350 万 9,889 円を翌年度に繰越しするものであります。

歳入から款をおって主なものを説明を申し上げます。

第 5 款国民健康保険税の収入済額は 4 億 2,147 万 45 円で、収納率は現年分が 94.13%、過年度分が 15.69%。不納欠損額は 759 万 5,584 円で、収入未済額は、1 億 2,791 万 7,343 円であります。第 10 款使用料及び手数料 11 万 880 円は、督促手数料であります。第 15 款国庫支出金 5 億 4,545 万 8,620 円の主なものは、療養給付費等負担金であります。第 20 款前期高齢者交付金は、5 億 8,633 万 4,841 円であります。第 25 款療養給付費等交付金は、2 億 7,391 万 5,799 円であります。第 30 款県支出金 1 億 2,319 万 2,484 円の主なものは、高額医療費共同事業負担金であります。第 35 款共同事業交付金は、3 億 899 万 4,856 円であります。第 40 款財産収入 15 万 3,742 円は、積立金利子であります。第 50 款繰入金 1 億 9,159 万 9,618 円の内訳は、一般会計繰入金が 1 億 2,559 万 9,618 円、国保基金からの繰入

金は、6,600万円であります。第55款繰越金4,248万1,604円は、前年度の決算による繰越金であります。第60款諸収入247万9,167円の主なものは、国保税延滞金、及び鳥取県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計決算剰余金の返還金であります。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款総務費3,416万8,206円の主なものは、職員給与費、電算共同処理に係る委託料、及び国保連合会負担金であります。第10款保険給付費15億9,834万408円は、各種医療費とその審査支払手数料、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費として支出いたしております。

なお、年間1人当たりの医療給付費は、一般分と退職者分をあわせて約29万2,000円となっております。第15款後期高齢者支援金等2億6,828万6,890円は、後期高齢者医療制度への負担金であります。第20款前期高齢者納付金等27万6,603円は、保険者間における前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するための負担金であります。第25款老人保健拠出金1万4,116円は、社会保険支払基金への事務費負担金であります。第30款介護納付金1億2,781万849円は、介護給付費に係る社会保険支払基金への負担金であります。第35款共同事業拠出金2億9,098万8,642円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金であります。第40款保健事業費3,594万3,731円の主なものは、特定健康診査等の委託料、及び人間ドック・脳ドックの健診委託料であります。第45款基金積立金は、15万3,742円であります。第55款諸支出金8,669万8,580円の主なものは、国民健康保険税の還付金、国庫負担金等の返還金、及び国民健康保険診療所特別会計への繰出金であります。

以上で議案第105号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第106号 平成24年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案は、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所、そして大山口診療所の3診療所を合わせた施設勘定決算であります。

歳入総額3億6,013万6,813円に対し、歳出総額は同額の3億6,013万6,813円であり、差引残額は0円であります。

歳入の主なものをご説明申し上げます。

第5款診療収入2億8,562万4,996円は、外来での診療報酬収入及びその一部負担金収入であります。第15款使用料及び手数料2,593万3,178円は、文書料、健康診断及び予防接種手数料であります。第30款繰入金2,248万1,477円の主な内訳は、診療施設整備に係る起債償還分1,575万7,000円などであります。

続いて歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 1 億 6,938 万 1,600 円は、人件費及び診療所維持運営費が主なものであります。第 10 款医業費 1 億 5,924 万 2,521 円は、医薬材料代、臨床検査委託料が主なものであります。

以上で議案第 106 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 107 号 平成 24 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計の歳入総額は 1 億 8,999 万 9,240 円、歳出総額は、1 億 8,961 万 6,128 円で歳入歳出差し引き残額 38 万 3,112 円を、翌年度に繰越すものでございます。

歳入から主なものをご説明申し上げます。

第 5 款保険料 1 億 1,437 万 3,698 円は、後期高齢者に係る保険料であります。第 20 款繰入金 7,466 万 9,917 円は、保険基盤安定に係る保険料軽減分と事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 306 万 715 円の主なものは、一般管理費と賦課徴収費であります。第 10 款後期高齢者医療納付金 1 億 8,640 万 1,013 円は、保険料等負担金および広域連合事務費負担金であります。

以上で、議案第 107 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 108 号 平成 24 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計におきまして、歳入総額 21 億 6,723 万 2,239 円、歳出総額 21 億 3,098 万 1,311 円で、歳入歳出差引 3,625 万 928 円の残額となっております。

歳入からご説明申し上げます。

第 5 款介護保険料の収入済額は 3 億 6,716 万 6,515 円、不納欠損額 30 万 9,681 円、収入未済額は 470 万 4,275 円で収納率は 98.7%、前年度より 0.2 ポイントの増であります。第 15 款国庫支出金 5 億 4,070 万 1,165 円は、主に介護給付費・地域支援事業費に係る国庫負担金及び調整交付金・補助金であります。第 20 款支払基金交付金 5 億 9,249 万 1,662 円は、第 2 号被保険者納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付されたものであります。第 25 款県支出金 3 億 1,348 万 3,746 円は、介護給付費及び地域支援事業費の県負担金及び補助金であります。第 30 款繰入金 3 億 1,370 万 2,219 円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分及び職員給与等を一般会計から繰入したものが主なものであります。第 40 款諸収入 1,890 万 3,457 円は、鳥取県からの財政安定化基金拠出金返還金が主なものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 5,664 万 9,768 円は、職員の人件費、電算処理委託料及び介護認

定時の主治医意見書作成委託料が主なものであります。第 10 款保険給付費 19 億 9,827 万 6,724 円は、介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、介護予防サービス等諸費、国保連への審査支払手数料に支出をいたしております。第 15 款地域支援事業費 5,472 万 1,905 円は、地域で自立した生活をおくることを支援する介護予防事業費や包括支援・任意事業費として支出いたしております。第 25 款公債費 1,900 万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金償還金であります。

これで、議案第 108 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 109 号 平成 24 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額 4 億 6,841 万 9,376 円に対し、歳出総額は、4 億 6,835 万 1,821 円で差引残額 6 万 7,555 円を平成 25 年度大山町農業集落排水事業特別会計に繰り越しております。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金 577 万円は、加入分担金であります。第 10 款使用料及び手数料 1 億 1,086 万 881 円は、下水道使用料であります。第 25 款繰入金 3 億 5,168 万 5,000 円は、一般会計からの繰入金であります。第 30 款繰越金 9 万 9,862 円は、前年度からの繰越金であります。第 35 款諸収入 3,633 円は、預金利子であります。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款事業費 1 億 1,624 万 4,158 円は、処理場等の施設管理、修繕等に要した経費であります。第 10 款公債費 3 億 5,210 万 7,663 円は、起債の元利償還金であります。

以上で議案第 109 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 110 号 平成 24 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額 4 億 5,776 万 6,787 円に対し、歳出総額は、4 億 5,757 万 39 円で差引残額 19 万 6,748 円を平成 25 年度大山町公共下水道事業特別会計に繰り越しております。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金 1,154 万 5,000 円は、加入分担金であります。第 10 款使用料及び手数料 1 億 1,113 万 735 円は、下水道使用料であります。第 20 款繰入金 3 億 3,457 万 6,000 円は、一般会計からの繰入金であります。第 25 款繰越金 11 万 9,112 円は、前年度からの繰越金であります。第 30 款諸収入 39 万 5,940 円は、預金利子と災害共済金であります。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款事業費 9,379 万 4,110 円は、処理場等の施設管理、修繕等に要した経費であります。第 10 款公債費 3 億 6,377 万 5,929 円は、起債の元利償還金であります。

以上で議案第 110 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 111 号 平成 24 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入歳出とも決算総額は 3,534 万 8,144 円であります。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 15 款繰入金 311 万 5,033 円は、一般管理費の嘱託職員賃金、公債費の元金償還金のための一般会計繰入金であります。第 25 款諸収入 3,223 万 3,111 円の主なものは、売電収入 3,086 万 7,005 円、建物災害共済金 136 万 5,000 円であります。

次に歳出につきましてご説明いたします。

第 5 款総務費 1,705 万 5,972 円は、施設修繕料 798 万円、保守点検業務委託料 556 万 5,000 円のほか、電気主任技術者賃金等、維持管理にかかる電気料金や通信経費、消費税が主なものであります。第 10 款公債費 1,829 万 2,172 円は、起債償還金の元金 1,630 万 2,859 円及び利子 198 万 9,313 円であります。

以上で、議案第 111 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 112 号 平成 24 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明をいたします。

中山温泉は、平成 19 年度から指定管理者による事業運営を行っておりますが、指定管理 6 年目となりました平成 24 年度の年間入浴者数は 8 万 2,916 人で、前年度の 8 万 2,540 人に対して 376 人の増となりました。これは指定管理者によります営業努力や、健康管理並びに美肌効果などを求めた近年の温泉ブームなどの影響もあり利用者数の伸びに繋がったものと考えているところであります。

本会計の決算内容であります。歳入ならびに歳出総額とも 3,497 万 1,472 円であります。

歳入から主なものをご説明、申し上げます。

第 5 款使用料 363 万 375 円は、指定管理者並びにナスパルタウン居住者等からの温泉使用料であります。第 10 款繰入金 486 万 6,273 円は、一般会計からの繰入金であります。第 20 款諸収入 2,647 万 4,824 円は、温泉配湯管移設補償費が主なものであります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款温泉館費 3,497 万 1,472 円は、温泉館の貯湯タンク漏水修繕、電磁流量計取替、温水ヒーター修繕などの備品修繕料 165 万 1,650 円、指定管理委託料並びに温泉配湯管移設工事設計監理委託料などの委託料 662 万 1,950 円、温泉配湯

管移設工事請負費 2,653 万 8,750 円が主なものであります。

以上で、議案第 112 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 113 号 平成 24 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」、「大山口駅前住宅団地」の販売、維持管理を行う会計であります。

歳入の決算総額 3,563 万 2,939 円に対し、歳出の決算総額 3,563 万 2,939 円で、差引残額 0 円となるものであります。

歳入につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款財産収入 1,498 万 1,000 円は、土地売り払い収入が主なものであり、内訳は「ナスパルタウン」1 区画、「大山口駅前住宅団地」2 区画の販売実績であります。第 10 款繰入金 2,065 万 930 円は一般会計からの繰入金であります。第 20 款諸収入 1,009 円は預金利子の収入であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款宅地造成事業費 430 万 870 円の主なものは、広告料として 23 万 6,250 円、大山口駅前住宅団地有線放送新設などの維持管理委託料として 6 万 4,620 円、大山口駅前住宅団地定住促進助成金として 400 万円であります。第 10 款公債費 3,133 万 2,069 円は、起債の元金償還金 3,080 万円と償還金利子 53 万 2,069 円であります。

以上で議案第 113 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 114 号 平成 24 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

大山スキー場全体といたしましては、2 シーズン続けての雪のある 12 月 23 日のスキー場開き祭に始まり、少ないながらもシーズンを通じて安定した積雪に恵まれたことにより、3 月 17 日までの 87 日間リフト営業を行うことができたところであります。その結果、ターゲットを絞った積極的な営業展開などにより入り込み客数は前年より約 3.7% 増の 20 万 6,298 人となったところであります。

歳入総額 2,596 万 8,106 円に対し、歳出総額が 2,401 万 2,089 円であり、差し引き残額は 195 万 6,017 円であります。

歳入から主なものをご説明申し上げます。

15 款繰越金が約 409 万円、20 款諸収入が主に指定管理納付金で約 2,187 万円であります。

次に歳出では、5 款索道費が約 2,400 万円で、主なものといたしまして、リフト敷地使用料が約 1,466 万円、スキー場関連の負担金及び補助金が 689 万円、索道事業基金積立金約 232 万円であります。

以上で議案第 114 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 115 号 平成 24 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計の歳入総額は 77 万 2,199 円、歳出総額は 77 万 2,199 円で、歳入歳出差引額は 0 円であります。

歳入からご説明申し上げます。

第 5 款分担金及び負担金 30 万円は、市町村負担金であります。第 10 款繰入金 5 万円は、一般会計からの繰入金であります。第 15 款繰越金 42 万 2,130 円は、前年度繰越金であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 77 万 2,199 円は、西部町村情報公開・個人情報保護審査会委員の委員報酬及び費用弁償並びに平成 25 年度事務局であります日野町への引継金であります。

以上で、議案第 115 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 116 号 平成 24 年度大山町水道事業会計決算の認定についてであります。

はじめに業務の状況でございますが、給水栓数 5,685 栓、給水人口 1 万 5,139 人に年間総配水量 178 万 8,789 立方メートルを供給し、有収率は 82.7%でありました。

経理の状況につきまして、決算報告書 1 ページの (1) 収益的収入及び支出の収入、第 1 款水道事業収益は、これは以下消費税込みでございますが、2 億 3,650 万 6,722 円、支出の第 1 款水道事業費用は 2 億 888 万 5,099 円であります。

次に (2) 資本的収入及び支出の第 1 款資本的収入は高規格道路工事に伴う支障水道管移転補償工事等に係る、国などからの負担金として 2,652 万 8,910 円、企業債元金町補助金 2,176 万 219 円で合計 4,828 万 9,129 円であります。

続きまして、資本的支出では、高規格道路工事に伴う支障水道管移転補償工事等による建設改良費が 3,918 万 1,800 円、企業債償還金が 1 億 1,012 万 2,687 円で資本的支出合計が 1 億 4,930 万 4,487 円となり資本的収入の不足する額 1 億 101 万 5,358 円は、過年度分損益勘定留保資金 1 億 101 万 5,358 円で補填いたしております。

続きまして、収益的収支の詳細でございますが、決算報告書 5 ページ収益費用明細書によりご説明を申し上げます。

第 1 款水道事業収益の中の営業収益で主なものは、ここからは消費税抜きの額であります。水道使用料で 2 億 364 万 6,392 円、その他営業収益の他会計負担金 752 万 1,090 円は町からの消火栓維持管理負担金、開拓専用水道管理負担金等

であります。

また、当該年度新規加入が 25 件あり加入金 455 万円を計上いたしております。

次に営業外収益の他会計補助金 985 万 1,442 円は、企業債の利息補助を一般会計から受けたものであります。

その他雑収益 43 万 7,061 円は支障消火栓移転補償費等であります。

次に 6 ページをご覧くださいと思います。

第 1 款水道事業費用であります。第 1 項営業費用の目 1 原水及び浄水費の委託料 642 万 6,400 円は水質検査料金、動力費 1,621 万 3,105 円は水源池等の電気料金であります。

続きまして目 2 配水及び給水費 4,335 万 7,887 円は、職員 2 名分の給料、手当等とメーター検針に要する委託料 531 万 7,580 円、その他配水管修繕等に要した修繕費 1,925 万 7,584 円が主なものであります。

次の目 4 総係費につきましては職員 1 名分の給料、手当、備消耗品費等でありまして 1,080 万 2,685 円、目 5 構築物等の減価償却費 8,054 万 6,815 円、目 6 棚卸資産減耗費 9,820 円が主なものであります。

続きまして、第 2 項営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息 4,021 万 8,011 円は企業債利息、雑支出のその他雑支出 18 万 8,478 円は控除対象外消費税の精算であります。

最後に、第 3 項特別損失目 2 過年度損益修正損 404 万 9,790 円は納付義務消滅による水道料金不納欠損金、過年度分水道使用料還付金であります。

以上で議案第 116 号の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 町長の決算の説明を終わったところであります。

この後、代表監査委員さんに審査報告を求めるところであります。時間が 12 時前になりました。

中途半端になりますので、午後 1 時より代表監査委員の監査報告を求めたいと思います。

ここで休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

平成 24 年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 後藤 洋次郎君。

○代表監査委員（後藤 洋次郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 後藤監査委員。

○代表監査委員（後藤 洋次郎君） 代表監査委員の後藤でございます。

お配りの資料をご覧ください。4件の意見書、並びに審査結果の報告をさせていただきます。これらの意見書、審査結果につきましては、私と西山監査委員と協議の上、作成させていただきましたけれども、私のほうから代表して説明させていただきます。説明にあたりまして、まずお礼を言いたいですけれども、この暑い中、担当課の職員の皆さんに資料づくり等をですね、御苦労願いました。この場を借りまして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

それではまず平成24年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査意見書について説明させていただきます。要点だけに絞って説明させていただきたいと思います。

まず第1、審査の概要、1. 審査の対象につきましては、ここに掲げてある決算、特別、一般会計、及び特別決算について審査を実施しております。

次に、審査の期間、審査の場所、審査の出席者及び説明者、審査の方法については、記載のとおりでございます。

次に、第2 審査の結果であります。

1. 決算計数について、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されたものであり、適当なものと確認しております。

また、決算に表示されている計数は、財産に関する調書を除き、関係諸帳票及び証拠書類の計数と合致しており、正確であると認められました。

なお、予算執行及び出納事務処理に係る各会計の数値については、適正に執行されていることが認められております。

次に、執行状況でございますけれども、各会計の予算執行の内容については、予算計上の趣旨を逸脱することなく、概ね有効・適切に執行されていることを確認しました。貴重な自主財源である税収は減少していますが、有利な起債や国等の補助制度の活用など、安定した財政運営が図られているところでございます。

今後も、歳入・歳出両面で相応の財源対策を講じ、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立されるようお願い申し上げます。

次に第3、会計別執行状況でございます。

先ほど町長の提案理由説明と重複する箇所が多いと思いますので、この第3の会計別執行状況については説明を省略させていただきます。

ずっと飛んでいただきまして6ページでございます。

第4、資金運用状況について説明させていただきます。

平成 24 年度における一般会計及び特別会計の資金運用状況は、適正に行われているものと認められました。

基金は、地方交付税の伸びや国の経済対策の実施により、平成 24 年度末の基金現在高は 48 億 1,880 万 1,000 円と、前年度末に比べて 3 億 2,332 万 5,000 円増加しております。

基金は、安全性や有利性を考慮しつつ、堅実な運用が図られてきた成果と認識していますが、今後はさらに厳しい財政運営となることが十分に予測されるため、その運用については財政計画等も考慮し対処をお願い申し上げます。

次に、第 5、財産管理の状況でございます。

本町が有する主要財産は、公有財産・物品・基金・公債費に大別され、財産に関する調書のとおりでございますが、その管理運営については、次に述べます第 7 指摘事項についての (1) で指摘するように、適正に管理されているとは認め難いものでございます。

次に第 6、主要事業の執行状況についてでございます。

特徴的な事業として、大山町名和地域休養施設整備事業とデマンドバス事業がございます。

名和地域休養施設は、平成 24 年度は施設の整備・改修を行い、平成 25 年 4 月から「夕陽の丘神田」として新たに営業を開始されております。町の中央観光交流軸の中核・スポーツツーリズムの拠点施設として、所期の目的を達成できるよう効率的・効果的に事業を実施され、指定管理業者と共に利用者数の向上等を図るようお願い申し上げます。

デマンドバス事業は、平成 24 年 4 月から従来の町営巡回バスに代わり、デマンド交通の「スマイル大山号」の運行を開始されております。事業開始初年度でもあり、その運用には様々な課題や問題も発生したと思われませんが、住民が安全・安心して暮らせるまちづくり施策の一つとして、所期の目的を達成できるよう、利用者数の向上等を図り、効率的・効果的な事業展開をお願い申し上げます。

この他にも、平成 24 年度において、様々な事業に取り組まれておりますが、その個別的内容についても、概ね適正に執行されているものと認められております。

次に第 7、指摘事項についてでございます。

まず (1) 番目ですけれども、財産に関する調書については、計上漏れとなっている資産が認められるため、平成 24 年定例監査の指摘も踏まえ、早急に計上漏れとなっている資産を調査の上、管理すべき財産をすべて掌握して適切な管理運営を行われるようお願い申し上げます。

次に 2 番目ですけれども、(2) 税金の滞納及び各種使用料等の未収金については、全会計総額 5 億 8,899 万 7,601 円で、昨年度を若干下回ったものの、依然と

して高額な残高で推移しており、従来以上の実効性ある滞納・未収金対策を検討されるようお願い申し上げます。

特に、国民健康保険税については、税目の中で最も低い収納率となっており、平成 25 年度での増税により今後更に収納率の低下が見込まれること、そして基金残高が少なくなっていることなどを併せ考慮すると、未納発生の防止、滞納税額の圧縮に向けた実効性のある対策を早急に検討する必要性が認められ、その検討結果を確実に実行に移されるようお願い申し上げます。

また、各種使用料等の未収金についても、放置することは許されないところがあるので、その回収に今後とも傾注する必要があると思っております。

なお、現金を回収した場合に、最新の月の料金にその現金を充当し、残りの現金を最も古い月の未収金に充当するケースも見受けられ、時効のことを考慮するならば、最も古い月の未収金から順次充当していくべきものであり、時効を考慮した未収金の回収方法等について検討をお願い申し上げます。

次に 3 番目、補助金を交付したイベント等の中には、「第 1 回かばち選手権」のように補助金の交付金額が多額であるにもかかわらず選手権への出場者及び観客が極めて少なく、補助金の効果が十分認められないものも見受けられるので、各種イベント等への補助金の交付については、前年踏襲ではなく、その費用対効果を十分検証の上、補助金の適切な交付に努められるようお願い申し上げます。

次に 4 番目ですけれども、営利事業を行う企業や団体等に町有資産を貸し付ける場合、一定の基準等がなく、無償貸付や著しく低い金額での貸付の例も見受けられ、町有財産の有効活用の面で問題があるばかりでなく、借受者間の不公平感の惹起、遊休資産を賃借する場合の足かせといったような問題が生ずる可能性もあることから、契約更新の時には、適正な賃貸料となるように改善されるよう要求いたします。

最後に、発注した工事の工期が変更となり、完成予定が翌年度にずれ込むこととなった場合、繰越明許費等の計上手続きが必要でございます。しかしながら、農林水産課が所管する工事の一つにおいて、その手続きが行われていないものがございました。当該工事は、平成 25 年 3 月 18 日にその工期を平成 25 年 4 月 15 日とする変更契約が締結されておりますが、平成 25 年 3 月 29 日に工事が完了したことから、平成 24 年度予算が実行されたものでございます。

しかし工期の変更契約を締結するに当たり、予算上の所要の手続きと町議会への承認手続きが欠如しているものであります。法令及び事務処理の順守、工事的確な進行管理等のためにも、今後このようなことが発生しないようお願い申し上げます。

以上が平成 24 年度大山町一般会計及び各特別会計歳入歳決算審査の意見書でご

ざいます。

続きまして、平成 24 年度大山町水道事業会計決算審査についての意見書を説明申し上げます。

まず、審査の概要、審査した書類、3. 収益的収入支出及び利益の状況、4. 資産内容、5. 業務内容、これらにつきましては、資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

6. 結びのところでございます。本年度の収益的収支における総収益は、2 億 2,612 万 6,815 円、総費用は、2 億 62 万 4,351 円で、当年度の純利益は、1,992 万 2,464 円となり、前年度繰越欠損金 1,930 万 9,714 円と合わせると、当年度未処分利益剰余金は、61 万 2,750 円となっております。

前年までの赤字が今年で解消されたというふうになって、黒字転換をしたということになっております。

次に、水道使用料未収金は、平成 24 年度末現在で 2,036 万 6,916 円でございます。不能欠損処分を執行したことで、前年度に比べ 424 万 9,163 円減少していますが、今後も引き続き徴収対策に一層努力をお願い申し上げます。

企業債の償還は、財政状況や国の制度を鑑み、借入利率の高い起債の借り換えや繰上償還を行うなど、有利な償還方法を検討されるようお願い申し上げます。

水道料金統一も年次的にその取り組みが進められておりますが、今後も水量の安定的確保や、施設の適正な維持管理に努め、町民の安心・安全に寄与されるようお願い申し上げます。

また、地方公営企業法の独立採算制の趣旨を踏まえ、会計の安定化及び健全化に向けても、なお一層努力をお願い申し上げます。

続きまして、平成 24 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査でございます。

審査の概要、審査の結果、(1)総合意見、次のページの(2)個別意見は、この資料に記載のとおりでございます。(3)是正改善を要する事項、審査に付された地方公共団体健全化法に基づく判断比率は、概ね良向でございます。

しかしながら、平成 27 年度から地方交付税の合併算定替が逓減する見込みであり、財政状況も厳しい状況が続くものと予測され、必ずしも楽観視できるものではございません。

引き続き行財政改革の推進や、町税をはじめとした自主財源の確保、地方債発行の抑制、選択と集中による施策や事業の実施など、より効率的・効果的な財政運営を行い、さらなる財政健全化に努められるようお願い申し上げます。

最後に、平成 24 年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査でございます。審査の概要については、資料のとおりでございます。

2番目の審査の結果、総合意見、個別意見も記載のとおりで、(3)の是正改善を要する事項についても、特に指摘すべき事項はございません。

以上で4件の意見書並びに審査結果を報告させていただきました。

○議長（野口 俊明君） ただいま監査委員さんによる平成24年度の決算報告でありましたが、この中でですね、平成24年度大山町水道事業会計審査意見書の結びで、総費用、監査委員さんは、2億62万4,000と言われましたが、そこは書いてある数字のとおりでありまして、2億62万という発表でしたが、2億620万4,351円で書いてあるとおりでありますので、議事録のこともありますので、ここで訂正しておきます。

監査委員さんには、平成24年度の決算審査について大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

日程第23、議案第117号～日程第26、議案第120号

○議長（野口 俊明君） 日程第23、議案第117号 平成25年度大山町一般会計補正予算（第4号）から、日程第26、議案第120号 平成25年度大山町水道事業会計補正予算（第1号）まで、計4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それではご上程いただきました議案第117号 平成25年度大山町一般会計補正予算（第4号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどによりまして、歳入歳出予算の過不足を調整するため既定予算の補正を提案し、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に1億3,802万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ103億3,677万5,000円とするものであります。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第35款地方交付税は2億6,968万6,000円の追加であります。第55款国庫支出金は、861万3,000円の追加で、主なものは、第10項国庫補助金の災害復旧費国庫補助金で農林水産施設災害復旧費補助金735万円の追加などであります。第60款県支出金は1,324万9,000円の追加で、主なものは、第10項県補助金の農林水産業費県補助金で、がんばる農家プラン事業補助金602万2,000円、商工費県補助金で緊急雇用創出事業補助金296万円の追加などあります。第70款寄附金は480万円の追加で、ふるさと応援寄附金と8月豪雨に伴う農林水産施設災害復旧費寄附金を

計上いたしております。第 75 款繰入金は 1 億 5,000 万円の減額で、財政調整基金繰入金を取りやめるものであります。

次に歳出につきまして、人件費を除く増額の主なものについてご説明を申し上げます。

第 10 款総務費は、1,172 万 7,000 円の追加で、主なものは、第 5 項総務管理費の一般管理費で、寄附金の増に伴うふるさと応援基金積立金 300 万円、財産管理費で自動車購入 312 万 3,000 円、総務施設管理費で旧高麗保育所プール・遊具撤去工事 644 万 7,000 円の追加などであります。第 15 款民生費は 2,995 万円の追加で、主なものは、第 10 項児童福祉費の保育所費で大山保育所ボイラー取替工事 659 万 7,000 円、保育所整備費で名和地区拠点保育所建設にかかる消耗品と備品の購入費 1,757 万 1,000 円の新規計上などであります。第 30 款農林水産業費は、2,299 万円の追加で、主なものは、第 5 項農業費の農業振興費でがんばる農家プラン事業補助金 903 万 4,000 円の追加、農地費で国道 9 号水路橋点検調査委託料 220 万円、大淀地区農業競争力強化基盤整備事業負担金 625 万円、農業施設運営費でなかやま農村環境改善センタートイレ改修工事 210 万円の新規計上などあります。第 35 款商工費は、2,447 万 2,000 円の追加で、主なものは、第 5 項商工費の商工振興費で、個人用住宅等改善助成委託料 1,500 万円、緊急雇用創出事業委託料 296 万円、観光費でまちなみ協議会活動補助金 295 万 6,000 円の追加などあります。第 40 款土木費は、1,325 万 1,000 円の追加で、主なものは第 10 項道路橋梁費の道路維持費で道路修繕料 622 万円、道路維持管理委託料 300 万円、第 25 項住宅費の住宅管理費でひかりが丘団地シロアリ駆除委託料 127 万 3,000 円、茶畑団地解体工事 270 万円の追加などあります。第 45 款消防費は、330 万円の追加で、主なものは第 5 項消防費の防災対策費で津波避難経路整備工事 200 万円を新規計上いたしております。第 60 款災害復旧費は、2,110 万円の追加で、8 月豪雨災害復旧にかかる経費を計上いたしております。第 90 款予備費に 1,000 万円追加いたしておるところであります。

人件費の補正でございますが、21～23 ページに記載いたしておりますように、特別職分 60 万円、一般職分 631 万 5,000 円それぞれ減額いたしておるところであります。

次に予算書 5 ページの「第 2 表地方債補正」でございますが、額の確定に伴い臨時財政対策債が 1,220 万円の減、大淀地区農業競争力強化基盤整備事業負担金の追加に伴い公共事業等債 220 万円を追加いたしておるところであります。

以上で、議案第 117 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 118 号 平成 25 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 48 万 3,000 円を追加をし、歳入歳出の総額をそれぞれ 3 億 8,016 万 3,000 円とするものであります。

はじめに、歳入からご説明を申し上げます。

第 30 款繰入金を 48 万 3,000 円増額するものであります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款総務費 48 万 3,000 円の増額は、大山診療所駐車場の一部が陥没したため修繕をするものであります。

以上で、議案第 118 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 119 号 平成 25 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,661 万 3,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 2,467 万 1,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 30 款繰入金 38 万 9,000 円の増は、主に地域包括支援センターの人件費増により、地域支援事業の対象外経費が増額になったものであります。第 35 款繰越金 1,622 万 4,000 円の増は、前年度繰越金であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第 5 款総務費 187 万円の減は、主に人事異動等に伴う人件費の減額によるものであります。第 15 款地域支援事業費 134 万 2,000 円の増は、主に人事異動等による人件費の増額によるものであります。第 30 款諸支出金 1,714 万 1,000 円の増は、平成 24 年度の介護給付費国庫及び県負担金、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金等の実績額が交付決定額を下回ったため、その差額を返還するものであります。

これで、議案第 119 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 120 号 平成 25 年度大山町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

本案の補正内容として、収益的収入及び支出について補正を行うものでございまして、第 1 款水道事業費用の第 3 項特別損失を 248 万 8,000 円増額するものであります。

補正内容につきましてご説明を申し上げます。

第 1 款水道事業費用第 3 項特別損失目 3 臨時損失 248 万 8,000 円の増額は、8 月の落雷により故障した名和地区簡易水道水源地取水ポンプ設備を修繕するものであります。

以上で、議案第 120 号の提案理由の説明を終わります。

以上よろしくお願いを申し上げます。

散会報告

○議長（野口 俊明君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次会は、明日 9 月 10 日に会議を開きますので、午前 9 時 30 分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

午後 1 時 32 分 散会